

局 長	課長	課長補佐	支所長	係 長	係

## マイクロバス使用申請書（前津江支所マイクロ）

定員 25 名（高速道路使用時 19 名）運転手を除く

令和 年 月 日

日田市社会福祉協議会 会長 様

団体名 \_\_\_\_\_  
 申請者 代表者 \_\_\_\_\_ 印  
 （使用責任者） \_\_\_\_\_  
 連絡先 TEL \_\_\_\_\_

使用日時	令和 年 月 日 時 分から
	令和 年 月 日 時 分まで
使用目的	
行 先	

### 注意事項

- 1 申請書は前月の 15 日までに提出すること。申請日が本会及び他の団体と重複したときは、本会を優先し、他の団体は抽選で使用者を決定する。
- 2 事故等による車両修繕費、物損費は使用者負担とする。
- 3 使用後、使用責任者は車内を清掃・整頓し、所定の車庫に返納する事。
- 4 運転手謝金等を支払う際の領収書は各自で準備する事。

